

法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会 第13回会議配布資料	18
------------------------------------	----

諸外国における電磁的記録文書等の偽造に
係る罰則等の概要

諸外国における電磁的記録文書等の偽造に係る罰則等の概要

アメリカ（ニューヨーク州） 	イギリス（イングランド及びウェールズ） 	フランス 	ドイツ 
<p>ニューヨーク州刑法</p> <p>○ 170.05条（第三級偽造罪） 人が、詐取し、だまし、又は損害を加える意図で、文書(written instrument)を不正に(falsely)作成(make)、完成(complete)又は変更(alter)したときは、第3級偽造の罪とする。 第三級偽造はA級軽罪とする（364日以下の定期拘禁刑又は1000ドル以下の罰金等）。（注）</p> <p>（注）上記のほか、加重類型として以下の罪がある。 ・ 文書が法的な権利又は義務を証明するもの、公的に発行されるもの等である場合は、第二級偽造の罪（D級重罪。1年以上7年以下の不定期拘禁刑又は500ドル以下の罰金） ・ 文書が有価証券等である場合は、第一級偽造の罪（C級重罪。1年以上15年以下の不定期拘禁刑又は500ドル以下の罰金）</p> <p>○ 170.00条（用語の定義） (1) 「文書」とは、何らかの文書(instrument)又は記事(article)であって、コンピュータデータやコンピュータプログラムを含み、筆記若しくは印刷された事項若しくはそれらと同等のものが内容となっており、情報を詳細に報告し、表現し、伝達し、若しくは記録する目的、又は価値、権利、特権若しくは同一性の象徴若しくは証拠とする目的で使用され、他者の有利にも不利にも使用され得るものを意味する。 (2) 「完全な文書(complete written instrument)」とは、真正な文書とされるものであってその不可欠なあらゆる側面を全て充足して記載されたものである。裏書き、証明、承認その他の署名又は陳述は、それ自体が完全な文書である場合と、主たる文書に含まれ又は添付されたその一部である場合の両方を含む。 (3) 「不完全な文書(incomplete written instrument)」とは、内容又は真正性において一部の内容を含むが、完全な文書にするために追加事項が必要なものである。 (4) 「不正に作成(falsely make)」とは、完全な文書の全体又は不完全な文書を作成し又は記載するに当たり、表示上の作成者又は記載者の真正な創作であると表示するが、表示上の作成者若しくは記載者が架空であるため又は実在していても作成若しくは記載を承認していないため、そうではない場合をいう。 (5) 「不正に完成(falsely complete)」とは、追加、挿入又は変更することで、権限ある者の認証なく、不完全な文書を完全なものに変えることにより、当該文書が、表示上の作成者又は記載者によって、あらゆる点で真正に創作され、又は完全に認証されているように見え若しくは表示することとなることをいう。 (6) 「不正に変更(falsely alter)」とは、消去、抹消、削除、挿入、転置その他の方法で、権限ある者の認証なく、完全又は不完全な文書に変更を加えることにより、当該文書が、表示上の作成者又は記載者によって、あらゆる点で真正に創作され、又は完全に認証されているように見え若しくは表示することとなることをいう。 (7) 「偽造文書(forged instrument)」とは、不正に作成、完成又は変更された文書をいう。 (8) (略)</p>	<p>1981年偽造法</p> <p>○ 1条（偽造罪） 自ら又は他の者が誰かに真正なものとして受領するように誘引し、そのように受領することを理由に、当該誰か又はその他の者を害する何らかの行為をさせ又はさせない意図をもって、偽りの文書(false instrument)を作成した場合、偽造(forgery)の罪とする（正式起訴による判決では10年以下の拘禁刑、略式判決では6月以下の拘禁刑若しくは法定限度額以下の罰金又はこれらの併科）。</p> <p>○ 8条（「文書」の意義） (1) 下記(2)を除き、本法本章にいう「文書(instrument)」は、次の各号を意味する。 (a) 公的なものか非公的なものを問わず、全ての書面 (b) 郵便局において発行又は販売される全ての切手 (c) 全ての内国収入印紙 (d) 全てのディスク、テープ、サウンドトラックその他の機械的、電氣的その他の方法によって情報を記録し又は保存する装置 (2) 本法2章の意味における紙幣は、本法本章の目的のためには文書ではない。 (3) 郵便料金の支払を示す記号であって貼付する切手の代わりに使用することを郵便局が認証しているものは、本法本章の目的のためには郵便局により発行された切手として扱われる。 (4) 本法本章において、「内国収入印紙」とは、印紙税管理法27条により定義される印紙を意味する。</p> <p>○ 9条（「偽り」の意義） (1) 本法本章において、文書(instrument)が偽り(false)であるとは、次の場合をいう。 (a) 実際には当該形式で当該文書を作成していない者によってその形式でその文書が作成された则表示する場合 (b) 実際には当該形式で当該文書を作成する権限を与えていない者の授権に基づいてその形式でその文書が作成された则表示する場合 (c)、(d) (略) (e) 実際には当該文書の当該部分の変更をしていない者によってその文書のその部分に変更された则表示する場合 (f) 実際には当該文書の当該部分を変更する権限を与えていない者の授権に基づいてその文書のその部分に変更された则表示する場合 (g)、(h) (略) (2) (略)</p> <p>○ 10条（「害する」「誘引する」の意義） (1) (略) (2) (略) (3) 本法本章において、偽りの文書を真正なものとして、又は偽りの文書の写しを真正なものとして誰かに受領させることについての言及には、あたかも真正な文書として、又は場合によっては真正なものの写しとして、当該文書又は写しに対して応答するように機械を誘引することについての言及を含む。 (4) 上記(3)の適用に当たっては、当該文書又は写しに対する機械反応によって誘引されることを意図した当該作為又は不作為は、人を害する作為又は不作為として取り扱われるものとする。</p>	<p>フランス刑法</p> <p>○ 441-1条（文書偽造） (1) 権利又は法的効果を持つ事実に関し、その証明を目的とし又はその証明に効果を有する観念を表示する文書又はその他全ての媒体(autre tout support)に対し、損害を引き起こす性質を持つ真実についてのあらゆる不正な改変は、その方法いかんを問わず、偽造(faux)とする。 (2) 偽造及び偽造文書の行使は、3年の拘禁刑及び4万5000ユーロの罰金刑で罰する。</p> <p>○ 441-4条（公文書等の偽造） (1) 公文書、公署証書又は公権力によって命じられた記録媒体(enregistrement)を偽造する行為は、10年の拘禁刑及び15万ユーロの罰金刑で罰する。 (2) 前項に掲げる偽造文書の行使は、同一の刑で罰する。 (3) 偽造又は偽造文書の行使が、公権力の保持者又は公務の担当者によって、その職務又は任務の遂行の中で行われたときは、刑は15年の拘禁刑及び22万5000ユーロの罰金とする。</p>	<p>ドイツ刑法</p> <p>○ 267条（文書偽造） (1) 法的取引において欺罔するため、真正でない文書(unechte Urkunde)を作成し、真正な文書を変造し、又は真正でない若しくは変造された文書を行使した者は、5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。 (2) (略) (3) 特に重い事案では、刑は6月以上10年以下の自由刑とする。特に重い事案は、原則として、行為者が1 営業として、若しくは詐欺若しくは文書偽造(Urkundenfälschung)の継続的遂行のために結びついた集団の構成員として行為したとき、 2 多額の財産的損失を引き起こしたとき、 3 多数の真正でない文書若しくは変造された文書により、法的取引の安全性を著しく危殆化したとき、又は、 4 公務担当者若しくは欧州の公務担当者として、その権限若しくは地位を濫用したときに認められる。 (4) 263条から264条まで、又は267条から269条までに定める犯罪行為の継続的遂行のために結びついた集団の構成員として、営業として文書偽造を遂行した者は、1年以上10年以下の自由刑に処し、比較的軽い事案では、6月以上5年以下の自由刑に処する。</p> <p>○ 269条（証明上重要なデータの偽造） (1) 法的取引において欺罔するため、証明上重要なデータ(Daten)を、これが知覚されたとすれば真正でない若しくは変造された文書となるように保存し、若しくは改変した者、又はこれらの保存されたデータ若しくは改変されたデータを行使した者は、5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。 (2) (略) (3) 267条3項及び4項を準用する。</p> <p>○ 270条（データ処理の際の法的取引における欺罔） 法的取引におけるデータ処理に不正の影響を与えることは、法的取引における欺罔とみなす。</p> <p>○ 271条（間接的な不実記載） (1) 権利又は権利関係にとって重要な意思表示、交渉又は事実が、およそ行われず、若しくは生じず、又は、別様に行われ、若しくは生じ、又は無資格者若しくは他の者により行われ、若しくは生じたにもかかわらず、公の文書、帳簿、データ又は記録簿において、それらが行われ、又は生じたとの記載がなされ、又は保存されるような結果をもたらした者は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する。 (2) 1項に掲げる種類の不実の記載又は保存データを、法的取引における欺罔のため行使した者も、同項と同一の刑に処する。 (3)、(4) (略)</p> <p>○ 348条（公務における不実記載） (1) 公の文書の作成権限を有する公務担当者が、その管轄内において、法的に重要な事実について不実の記載をし、又は公の記録簿、帳簿若しくはデータに不実の登録若しくは入力をしたときは、5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。 (2) (略)</p>